

国民年金からののお知らせ

国民年金の任意加入

海外に住む日本人や、受給資格期間が不足する方などは、国民年金に任意加入することができます。

- ・ 対象者
- ・ 海外在住の20歳以上65歳未満の日本人
- ・ 60歳未満の老齢(退職)年金受給者
- ・ 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が不足する方や年金額を満額に近づけたい方(繰上げ支給を受けている方を除く)
- ・ 昭和40年4月1日以前生まれで、満65歳の時点において老齢基礎年金の受給資格期間が不足している方(70歳到達まで加入できます)
- ・ 加入方法 年金手帳と印鑑を持参の上、市民課市民係または各総合支所市民生活課で手続きください。

国民年金保険料の電子納付

国民年金保険料は、金融機

関、コンビニエンスストアまたは社会保険事務所窓口などで納めることができますが、「インターネットバンキング」や「テレフォンバンキング」、「モバイルバンキング(携帯電話)」を利用して納付(電子納付)することもできます。電子納付する場合、まず金融機関との契約が必要です。電子納付の利用を希望する金融機関で手続きください。



電子納付の際は、納付書に記載された「収納機関連番号」「納付番号」「確認番号」が必要です。手元に準備して行ってください。

ねんきん特別便の送付

すべての年金受給者および被保険者(共済組合加入期間のみの方以外)に対して、加入期間および加入履歴を通知する「ねんきん特別便」が送付されます。

送付対象者・送付時期

送付対象	送付時期	
記録照合の結果、未確認の記録とオンライン記録の全部または一部が一致した方	12月～平成20年3月	
その他の方(共済組合加入期間のみの方以外)	年金を受給している方	平成20年4～5月
	今後年金受給予定の方	平成20年6～7月

通知内容は、基礎年金番号、加入履歴、加入期間、受給権者名で、中に「確認ハガキ」年金加入記録照会票」と「返信用封筒」が同封されています。厚生年金被保険者には、事業主経由で送付される予定です。

の方に対して「加入記録を十分確認頂き回答をお願いいたします」旨のメッセージが表示してあります。

年金の各種手続き

年金受給者が亡くなった場合

未支給年金請求書と年金受給権者死亡届等の手続きが必要です。

・ 国民年金・厚生年金受給者は、豊岡社会保険事務所に届出ください。

・ 老齢福祉年金受給者は、市民課市民係または各総合支所市民生活課に届出ください。

・ その他の年金受給者は、それぞれの所管先へ届出ください。

年金を受けずに亡くなられた場合

国民年金保険料の納付済期間が3年以上ある方(第1号被保険者)は、国民年金死亡一時金裁定請求書を、市民課市民係または各総合支所市民生活課に届出ください。受給していた年金や遺族の状況等により、必要書類、提出先が異なります。



豊岡社会保険事務所からののお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

1月12日(土)は

午前9時30分～午後4時

1月7日(月)・15日(火)・21日(月)・28日(月)は

午前8時30分～午後7時

電話での問合せ

ねんきんダイヤル

0570・05・1165

IP電話・PHSからは

03・6700・1165

年金個人情報サービス

社会保険庁ホームページ

アドレス <http://www.sia.go.jp/>

《問合せ》

豊岡社会保険事務所

☎ 22・3196

市民課市民係または各総合支所市民生活課

☎ 22・3196

市民課市民係または各総合支所市民生活課

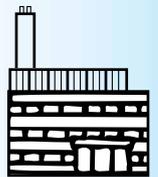
☎ 22・3196

市民課市民生活課

環境あれこれ

11

平成20年4月から
「ごみの収集回数が変わります」



環境に関する問題について、市の取組みなどをシリーズでお知らせします。

家庭ごみの現在の収集回数

現在、市内では、地域ごとに家庭ごみの収集回数が異なっています。例えば、燃やすぐみの収集回数が週2回の地域や週3回の地域があります。また、資源ごみについても地域ごとにさまざまな収集回数となっています。

これは、合併前の各市町の収集形態をそのまま新市に引き継いだためです。

合併協議の内容

合併協議では、同じ市の中で異なったサービスを行うことはできないという理由で、合併と同時にごみ処理手数料（指定ごみ袋代）を一元化しました。

しかし、収集回数の変更については、日常



生活への影響が大きいことから、合併後3年間はそのまま、4年目に一元化を図ることをしていました。

そのため、平成20年度が、収集回数の一元化の年になります。

平成20年4月からの収集回数

平成20年4月（一元化後）からの収集回数については、次のとおりとなります。

- ・燃やすごみ 週2回
- ・燃やさないごみ 月1回
- ・びん・かん 月1回
- ・ペットボトル 月1回
- ・紙製容器包装 月1回
- ・プラスチック製容器包装 月2回

なお、収集日が祝日となった場合、月1回のもののみ、振替日を設けることとしています。

収集回数が減る地域の皆さんには、不便をおかけします。がよろしく願います。

収集日の変更

また、平成20年4月からは、収集回数の一元化に合わせ、現在の収集日も見直す予定です。例えば、毎週月曜日と木曜日だった燃やすごみの収集が、火曜日と金曜日に変更になる場合もあります。

20%減量達成間近

本市は、環境センターへ持ち込むごみを、平成23年度までに（平成12年度に対し）20パーセント（8,500トン）減量することを目指して市民の皆さんと一緒に頑張っています。

合併後、ごみ量の傾向は横ばい状態となっていました。今年度に入ってから、ごみ量は減量傾向となり、さらに、10月1日から事業系廃プラスチックの持込制限の徹底を図っていることで、減ってきています。

この状況が続くと、本年度内には、20%減量を達成する見込みです。

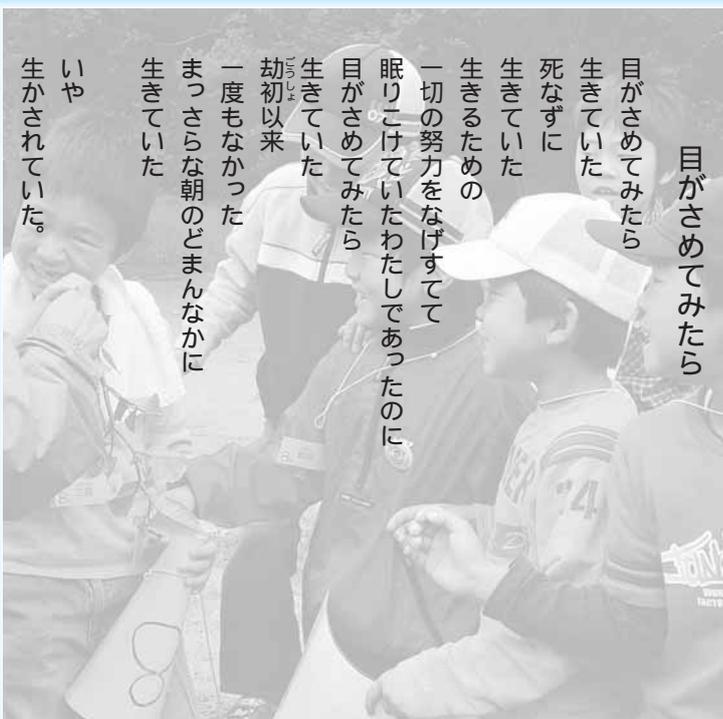


東井義雄「いのちのいざなひ」

東井義雄さんは、喉の奥にペロリとぶらさがっているもの（口蓋垂）は、どんな働きをしているのですか」と児童に質問され、「食べものが気管に入らないように蓋をするもの」という意味を知りました。普段、生きていることを当たり前のように考えていたのが、気付かぬうちに支えられ、生かされている「いのち」であることを再発見したのでした。

最近、自ら命を絶つ人や、ただ、漫然と生きている人が多いように感じます。「いのち」の大切さをじっくり考えてみませんか。「東井義雄詩集」の中からその一部を紹介します。

《問合せ》教育委員会但東分室



目がさめてみたら

目がさめてみたら
生きていた
死なずに
生きていた
生きるための
一切の努力をなげすてて
眠りこけていたわたしであったのに
目がさめてみたら
生きていた
劫初以来
一度もなかった
まっさらな朝のどまんかに
生きていた

いや
生かされていた。